

大和市公告第 40 号

次のとおり公共下水道供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。なお、その関係図面は、平成 28 年 3 月 10 日から 2 週間大和市都市施設部河川・下水道整備課において一般の縦覧に供する（日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

平成 28 年 3 月 10 日

公共下水道管理者

大和市長 大 木 哲

1 供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 28 年 3 月 31 日

2 供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業区域

大和市福田字甲八ノ区、字乙一ノ区及び字乙二ノ区の各一部並びに下和田字上ノ原及び中ノ原の各一部

(2) 大和市中央林間西六丁目の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別に定める縦覧図のとおり。

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式（污水）

5 処理を行う終末処理場の位置及び名称

(1) 位置 大和市下鶴間 2 6 9 8 番地

名称 大和市北部浄化センター

(2) 位置 大和市深見 3 8 1 1 番地

名称 大和市中部浄化センター